

ガバナンスコードの点検状況（令和6年9月）

	遵守状況	対応	根拠資料
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
1-1 建学の精神			
(1) 建学の精神・理念	○		冊子「こころ」 冊子「紫雲」 総合講座シラバス
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	○		大学学則 第1章総則第1節目的第1条
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）			
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	○		大学学則 第1章総則第1節
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて			
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、4年から6年を単位とする適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○		川村学園中期計画（2023～2027）
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、大学では自己点検・評価委員会、法人では連絡協議会を経て理事会で進捗状況を管理把握し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準5 基準6
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○		川村学園中期計画（2023～2027）
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○		川村学園中期計画（2023～2027）
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受け取るなど法人全体の取組みを徹底します。	○		川村学園中期計画（2023～2027）
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容	○		川村学園中期計画（2023～2027）
(3) 私立大学の社会的責任等			
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準1
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生、父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準2
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準2 基準5 障がいのある学生の支援に関する規程、障がい学生学修支援委員会規程
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
2-1 理事会			
(1) 理事会の役割	一部遵守	私立学校法改正を待って整備する	
2-2 理事			
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	一部遵守	私立学校法改正を待って整備する	
(2) 学内理事の役割	○		常務理事会規程
(3) 外部理事の役割	○		
(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	紹介は行っている	
2-3 監事			
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	一部遵守	私立学校法改正を待って整備する	
(2) 監事の選任	○		
(3) 監事監査基準	一部遵守	私立学校法改正を待って整備する	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	研修機会は紹介している。	
2-4 評議員会			
(1) 諮問機関としての役割	○		
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○		
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○		
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○		
2-5 評議員			
(1) 評議員の選任	○		
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	未遵守	研修機会を提供する	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			
3-1 学長			
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○		大学学則 第1章総則第1節目的第1条
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○		川村学園寄附行為施行規則第10条第4項、第5項 副学長への権限移譲3項目
3-2 教授会			
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○		大学教授会規程 学長が意見を徴するものとして定める裁定項目
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）			
4-1 学生に対して			
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準2 基準3
4-2 教職員等に対して			
(1) 教職協働	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準4
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準4
4-3 社会に対して			
(1) 認証評価及び自己点検・評価			
① 認証評価	○		令和5年度 大学機関別認証評価自己点検評価書、評価報告書
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準6
(2) 社会貢献・地域連携	一部遵守	地域連携強化を検討	大学ホームページ 情報の公開 https://www.kgwu.ac.jp/guide/disclosure/
4-4 危機管理及び法令遵守			
(1) 危機管理のための体制整備	○		令和5年度 自己点検・評価報告書 基準5
(2) 法令遵守のための体制整備	○		大学設置基準適合、教職課程・国家資格養成課程適合、公的研究費管理ガイドライン、施設設備に係る法定点検適合
第5章 透明性の確保（情報公開）			
5-1 情報公開の充実			
(1) 法令上の情報公表			
① 教育・研究に資する情報公表	○		大学ホームページ 情報の公開 https://www.kgwu.ac.jp/guide/disclosure/
② 学校法人に関する情報公表	○		川村学園 情報公開 https://www.kawamura.ac.jp/gakuen/info.html
(2) 自主的な情報公開	○		大学ホームページ 情報の公開 https://www.kgwu.ac.jp/guide/disclosure/
(3) 情報公開の工夫等	一部遵守	情報公開の方針を検討	大学ホームページ 情報の公開 https://www.kgwu.ac.jp/guide/disclosure/